

弁護士 井上洋一

## あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853

西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail:inoue@aisan-law.jp

## セクハラ指針の一部改正で「LGBT」に関する内容が明記されます！

## ◆企業に求められる LGBT 対応

近年、人権保護の観点からはもちろん、リスク対応や優秀な人材の確保といった観点から、企業においても LGBT への理解と対応が求められてきています。

ここでいう「LGBT」とは、レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B)、トランスジェンダー (T) といった性的少数者のことであり、2015 年に電通総研が行った調査では、人口の 7.6% が LGBT であると発表されています。

そのよう中、厚生労働省は、いわゆる「セクハラ指針」(事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置について) の改正を行い、企業に LGBT などの性的少数者へのセクハラにも対応する義務があることを明文化する方針を固めました。

## ◆職場におけるセクシュアルハラスメントの対象者の明確化

労働政策審議会(雇用均等分科会)の中で示された「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針の一部を改正する告示案」では、「従来より、職場におけるセクシュアルハラスメントについては、被害者の性的指向や性自認は問わないものであるが、それが周知徹底されていないとの声が近年多くなっている。これを踏まえて、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、これらの者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、セクハラ指針の対象となる旨を明確化する改正を行うこととする。」とされました。

現在でも性的少数者は指針の対象となっていますが、明文化はされていませんでした。

セクハラ指針の 2 (1) に、「被害を受けた者の性的指向や性自認にかかわらず対

象となる」と新たに明記することで、さらなる周知徹底を図るねらいがあるようです。

## ◆施行日について

上記指針は平成 29 年 1 月 1 日より改正される予定ですので、社内のセクシュアルハラスメント防止規程の見直しや社員への周知等、LGBT 対応が必要になってきます。

## 厚労省の調査結果にみる「障害者の就労」の実態

## ◆障害者の就職者数が過去最高を更新

厚生労働省が「平成 27 年度 障害者の職業紹介状況等」を公表し、ハローワークを通じて就職した障害者が 9 万 191 人(前年度比 6.6%増)と 7 年連続で増加し、過去最高を更新したことがわかりました。

また、就職率(就職件数/新規求職申込件数)も 48.2% (同 1.0%増) と上昇しました。

## ◆精神障害者の就職件数が大幅増加

就職者の内訳をみると、精神障害者が3万8,396人(同11.2%増)、身体障害者が2万8,003人(同0.6%減)、知的障害者が1万9,958人(同6.6%増)、発達障害者などは3,834人(同21.1%増)となっており、精神障害者の就職件数が大幅に増加しています。

この理由として、昨年4月より法定雇用率(2.0%)を達成していない場合に納付金を徴収する企業の対象が従業員200人超から100人超に対象が拡大したこと、平成30年度には障害者雇用促進法の改正に伴い精神障害者を法定雇用率の算定対象に含めることが挙げられます。

#### ◆医療・福祉や製造業への就職が多い

調査結果を産業別にみると、「医療・福祉」への就職者が最も多く3万3,805人(37.5%)、2番目は「製造業」の1万1,933人(13.2%)、3番目は「卸売・小売業」の1万1,577人(12.8%)となっています。さらに「サービス業」、「運輸、郵便業」と続いています。

また、職業別では、「運輸・清掃・包装等の職業」が3万1,393人(34.8%)で最も多く、以下、「事務的職業」(1万8,469人、20.5%)、「生産工程の職業」(1万1,599人、12.9%)、「サービスの職業」(1万819人、12.0%)とな

っています。

#### ◆企業の理解や雇用環境の改善が必要

厚生労働省では、「好調な雇用状況を背景に障害者の求職意欲は増しているため、企業の理解をさらに進めるとともに、障害者が働きやすいよう雇用環境の改善を図りたい」としています。

また、法定雇用率未達成企業の民間企業に対して達成を実現させるよう指導を行い、関係機関と連携して障害者雇用のための支援を行うとしています。

#### 7月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合] < 7月1日現在 >
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 < 1月～6月分 > [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所] < 前月以降に採用した労働者がいる場合 >
- 労働保険一括有期事業開始届の提出[労働基準監督署] < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 >

- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 < 年度更新 > [労働基準監督署]

- 労働保険料の納付 < 延納第1期分 > [郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 < 6月30日の現況 > の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付 < 第1期分 > [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] < 休業4日未満、4月～6月分 >
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共

#### ～当事務所より一言～

7月～9月は、中小企業診断士の実務修習(計15日間)を受講してまいります。